

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について、別紙のとおり公示する。

なお、公示事案について意見の聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に同規則第57条により意見の聴取の申請書を、岡山運輸支局長を經由して中国運輸局長あて提出されたい。

令和7年7月1日

中国運輸局長 金子修久

事 案 の 公 示

令和7年7月1日

中国運輸局

事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請年月日	申請者の氏名又は名称	適用地域	申請の概要
7-6	令和7年4月17日	旭交通株式会社	倉敷交通圏	<p><迎車回送料金の変更></p> <p>新：回送距離について、500mを限度として 実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。</p> <p>旧：回送距離について、初乗距離を限度として 実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。</p>